掲示用

飲酒運転の根絶に向けて!!

公益社団法人 全日本トラック協会「飲酒運転防止対策マニュアル」活用を

飲酒運転は絶対に「しない！」「させない！」

図１　車籍地別飲酒運転事故件数

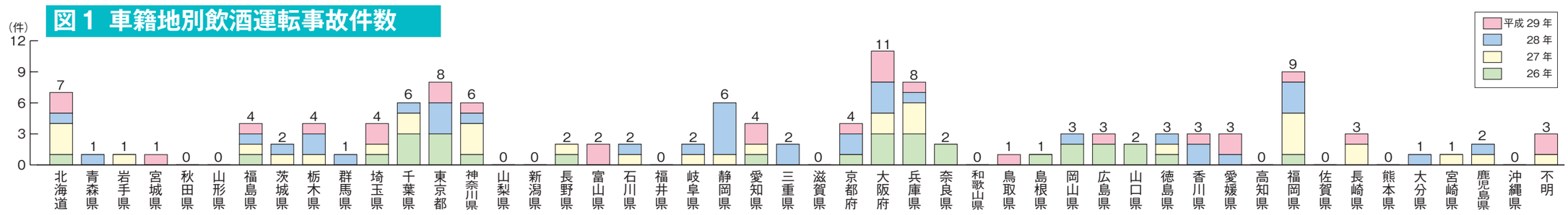

死亡事故などの重大事故に直結する「飲酒運転」が、いまだにあとを絶ちません。酒酔い、酒気帯びなどの飲酒運転はきわめて悪質・危険な犯罪行為であり、ドライバー本人や同乗者等が厳しく罰せられるだけでなく、万一事故を起こせば被害者やその家族の人生を大きく狂わせる結果を招くことになりかねません。また、事業用トラックドライバーが飲酒運転で事故を起こし、飲酒運転防止への指導監督が不十分であった場合には事業者の責任も問われ、事業停止や車両使用停止などの行政処分を受けるだけでなく、社会的信用も失墜し、経営に重大な影響を及ぼすことになります。

飲酒運転を防止するためには、ドライバーの意識もさることながら、事業者として点呼時のアルコールチェックの徹底が欠かせません。このため、全日本トラック協会が策定した『飲酒運転防止対策マニュアル』を活用するとともに、点呼時におけるアルコールチェックを励行し、アルコール検知器の正しい運用が求められます。

ここでは、近年の飲酒運転事故の発生状況とともに、点呼の実施とアルコール検知器の使用などについて紹介します。

図２　事業用トラック飲酒運転及び事故件数の推移

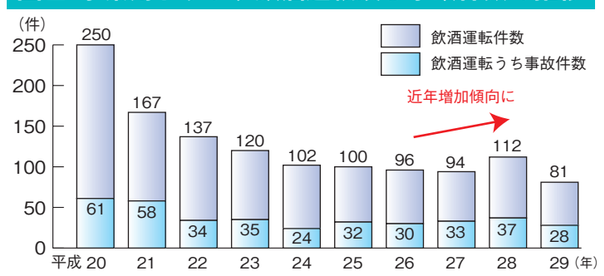

図３　事業用トラック人身事故及び死者数の推移

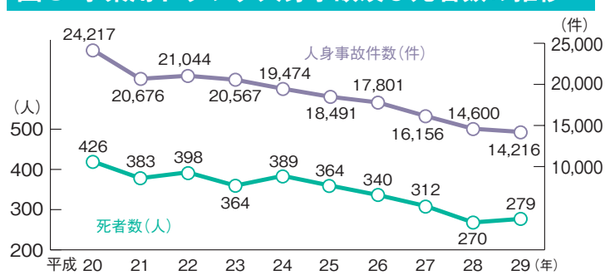

図1、2、3の出典：警察庁「交通事故統計」および（公財）交通事故総合分析センター「交通統計」

事業用トラックにおける近年の飲酒運転事故件数分析

事業用トラックにおける飲酒運転事故件数（図1・2）は、平成24年までは減少傾向にありましたが、近年再び増加しており、28年には37件の事故が発生、過去8年間で最悪の結果でした。29年は、各種交通事故防止対策などが功を奏し過去5年では最少となりましたが、さらなる取り組みが求められています。

なお、平成29年中に発生した事業用トラックの人身事故件数は1万4216件と最近10年では順調に減少していますが、「トラック事業における総合安全プラン2020」で定めた「2020年までに1万2500件」という数値目標を達成するためには、単年度で800件強の減少幅が必要です。また、死者数に関しても一昨年より9人増加しており（図3）、さらなる交通事故防止対策が必要といえます。

車籍地別ワースト5 大阪、福岡、東京、兵庫、北海道

平成26年～29年に発生した事業用トラックが第1当事者となる飲酒運転事故を、都道府県ごと（車籍地別）にみると、大阪府が11件と最も多く、次いで福岡県の9件、東京都、兵庫県の各8件、北海道の7件となっています（図1）。

一方、秋田県、山形県、山梨県、新潟県、福井県、滋賀県、和歌山県、高知県、佐賀県、熊本県、沖縄県の11県ではゼロ件でした。

飲酒運転には厳しい罰則

飲酒運転による事故が発生すると、ドライバーには懲役などの厳しい罰則（図4）が科せられ、その結果、解雇や失業、さらには生活崩壊や家庭崩壊を招くケースも決して珍しくありません。また、運送事業者に与える影響も非常に大きく（図5）、社会的信頼性失墜によって経営破たんに繋がるケースもみられます。

ドライバーの「1杯ぐらいなら大丈夫だろう」というちょっとした気の緩みが、深刻な事態を引き起こしかねない飲酒運転。「飲酒運転根絶」は、運送事業に携わる者全ての責務であるといえます。

運送事業者は、乗務開始前・乗務終了後の点呼時にはアルコール検知器を使用し、ドライバーの酒気帯びの有無の確認を行う必要があります（図6）。

飲酒運転の根絶のため、全ト協策定『飲酒運転防止対策マニュアル』を活用し、事業所内での飲酒運転防止対策に万全を期してください。

『飲酒運転防止対策マニュアル』は全ト協ホームページからダウンロードが可能です。

図６　点呼の実施とアルコール検知器の使用

出典：全日本トラック協会『飲酒運転防止対策マニュアル』

点呼執行体制の強化
- 運行管理者と補助者との連携体制の確立による厳正な点呼の実施
- 点呼執行場所の照明等の環境の改善

↓

乗務開始前の点呼

〈参考〉
◎アルコール検知器備え義務違反
▶検知器の備えなし（備えなしとは、アルコール検知器が１器も備えられていない場合をいう）
・初違反　60日車
・再違反　120日車

- アルコール検知器による酒気帯びの有無の確認
- 対面距離等を見直し、顔色や呼気の臭い、応答の声の調子など目視による確認
- ドライバーからの自主申告の徹底（飲酒の有無や量、飲酒後経過時間、睡眠状況、体調等）

〈参考〉
◎アルコール検知器の常時有効保持義務違反
・常時有効保持義務違反とは、
①正常に作動しないアルコール検知器により酒気帯びの有無の確認を行った場合に適用する。
②正常に作動しないアルコール検知器であることを理由に酒気帯びの有無の確認を怠った場合に適用する。
・初違反　20日車
・再違反　40日車

- 対面点呼ができない場合は、ドライバーにアルコール検知器を携行させ、又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用させ、酒気の有無の測定及び結果を報告させることの徹底

↓

酒気が確認された者の乗務禁止

「酒気を帯びた状態」は、道路交通法施行令第44条の３に規定する呼気中のアルコール濃度0.15mg/lであるか否かを問わない。

↓

乗務終了後の点呼

- アルコール検知器による酒気帯びの有無の確認
- 対面による顔色や呼気の臭い、応答の声の調子など目視による確認

↓

酒気が確認された者への社内規定に基づく厳正な処分

※乗務開始前・終了後のいずれも対面点呼ができない場合は、乗務の途中に「中間点呼」を実施し、アルコール検知器による酒気の有無の測定及び結果の報告をさせる。

図４　飲酒運転に対する罰則

事故を起こさなくても違反だけで

酒酔い運転
- ●５年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- ●違反点数35点
  ＊免許取消し（３年間は免許が取得できない！）

酒気帯び運転
- ●３年以下の懲役又は50万円以下の罰金

違反点数と行政処分

呼気１リットルにつき0.25mg以上	２５点	免許取消し（欠格期間２年）
呼気１リットルにつき0.15mg以上0.25mg未満	１３点	免許停止（９０日）

＊上記の行政処分は、いずれも前歴が０回の場合です。

飲酒運転で人身事故を起こすと

危険運転致死傷罪

飲酒運転を行い死傷事故を起こして危険運転致死傷罪（注）が適用されると
- 死亡事故 → １年以上20年以下の懲役
- 負傷事故 → 15年以下の懲役

（注）自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第２条の危険運転致死傷罪の場合

自動車運転過失致死傷罪

危険運転致死傷罪が適用されなくても、自動車の運転上必要な注意を怠り、人を死傷させると
- ７年以下の懲役もしくは禁錮又は100万円以下の罰金

図５　飲酒運転に対する行政処分

事業停止 車両使用停止処分

運転者が飲酒運転をした場合	初違反　１００日車 再違反　２００日車

※上記行政処分に加えて、事業者の指導監督義務違反や下命・容認等があった場合は、下記の行政処分が行われます。

＋

事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合	違反事業所に対して３日間の事業停止
飲酒運転を伴う重大事故を引き起こし、かつ事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合	違反事業所に対して７日間の事業停止
事業者が飲酒運転を下命・容認した場合	違反事業所に対して１４日間の事業停止